

議案第65号

東郷町債権管理条例の一部改正について

東郷町債権管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和2年8月28日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説 明

この案を提出するのは、地方税法等の一部改正に準じ改正する必要があるからである。

東郷町債権管理条例の一部を改正する条例

東郷町債権管理条例（平成25年東郷町条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 改正後の東郷町債権管理条例附則第3項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

議案の概要

1 改正理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）等の施行に準じ改正する必要があるからである。

2 改正内容

延滞金の特例割合について「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に用語を改めること。（附則第3項関係）

3 施行期日

令和3年1月1日から施行すること。